坂戸市おれんじカフェ（認知症カフェ）事業実施団体届出要領

（目的）

第１条　この事業は、坂戸市内におけるおれんじカフェ（認知症カフェ）（以下「おれんじカフェ」という。）の運営主体を支援し、おれんじカフェを推進することにより、地域住民に対して認知症の理解を広め、認知症の人とその家族を支える地域づくりを推進する。

（定義）

第２条　この事業におけるおれんじカフェとは、認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが自由に参加し、気軽に相互交流や相談等ができる地域に開かれた集い場であり、営利、宗教、政治活動を目的としないものをいう。

２　前項のうち第５条に定める登録要件を満たし、かつ坂戸市（以下、「市」という。）に実施団体として登録したものを坂戸市おれんじカフェと称することができる。

（事業内容）

第３条　市は、おれんじカフェの運営主体（以下、「運営主体」という。）に対し、ホームページ等による広報支援、市の認知症関連施策に関する情報提供を行う。

（届出要件）

第４条　運営主体の届出要件は、次の各号のすべてを満たすものとする。

(1) 認知症の人やもの忘れに不安を感じる人及びその家族が気軽に立ち寄り、安心して過ごせるとともに、相談や情報収集ができる居場所づくりを開催目的とすること。

(2) 運営主体は、地域住民団体やボランティア団体、ＮＰＯ法人、介護事業所、福祉施設、医療機関、この事業の趣旨に賛同する民間事業者等の団体が実施するものとする。

(3) 前項の運営主体は、坂戸市内で活動している団体であること。

(4) 開催時には、医療・介護の専門職又は認知症サポーター養成講座受講者など、認知症について知識を有し、認知症の人に対応した経験を有する者が１名以上スタッフとして常駐するよう努めること。

(5) 事故防止と安全な運営に努め、運営中の事故及び苦情に関する責任は運営主体が負うこと。

(6)事故に備え、全国社会福祉協議会で実施しているボランティア保険等に加入するようこと。

(7) 認知症カフェの開催にあたっては、「坂戸市おれんじカフェ協力団体」と明示すること。

(8) おれんじカフェの運営のための人材確保は運営主体が行うこと。

(9) 個人情報を取扱う際は、必ず使用目的、使用方法、使用範囲等の必要な事項について本人の同意を得ること。

(10) 運営団体の構成員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は坂戸市暴力団排除条例（平成２４年条例第２９号）に規定する暴力団関係者がいないこと。

(11)おれんじカフェを概ね月に１回以上開催し、開催日時や場所等の開催情報について、参加者からの問い合わせに誠実に対応すること。

(12)変更等がある場合は、速やかに市へ報告し、常に正確な開催情報を市へ提供すること。

（届出手続）

第５条　運営主体が届出をする際は、以下の書類を市長へ提出する。

(1) 坂戸市おれんじカフェ（認知症カフェ）届出書（様式第１号）

(2) その他必要と認める書類

（変更、廃止手続）

第６条　運営主体は、開催場所や開催回数、その他届出内容に変更があったときは、その都度坂戸市おれんじカフェ（認知症カフェ）変更・廃止届（様式第２号）を市へ提出する。届出の廃止を希望するときは、廃止予定日の１か月前までに市へ提出する。

２　市長は、運営主体からの前項に定める届出がない場合においても、おれんじカフェ事業の趣旨にそぐわない活動又は届出要件に適合しないことを確認した場合は、届出を取り消すことができるものとする。

（実績報告）

第７条　運営主体は、実施結果について坂戸市おれんじカフェ（認知症カフェ）実施報告書（様式第３号）により、毎年３月末及び９月末に市長に提出すること。ただし、登録を廃止するときは、廃止日に実施報告書を市長に提出すること。

（委任）

第８条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

坂戸市おれんじカフェ（認知症カフェ）届出書

　　　　　　　　年　　月　　日

坂戸市長　あて

　　　　　　　　　　　　　郵便番号

申請者　住　　　所

代表者役職

代表者氏名

坂戸市おれんじカフェ(認知症カフェ)事業実施団体の届出をしたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 届出団体の名称 |  |
| おれんじカフェの会場等 | 名　称 |  |
| 所在地 |  |
| 電　話 |  |
| ＦＡＸ |  |
| 主な活動内容等 |  |
| 開催日時 |  |
| 参加費用 |  |
| 参加手続き等 |  |
| 特記事項 |  |

様式第２号（第６条第１項関係）

坂戸市おれんじカフェ（認知症カフェ）変更・廃止届

　　　　　　　　年　　月　　日

坂戸市長　あて

　　　　　　　　　　　　　郵便番号

申請者　住　　　所

代表者役職

代表者氏名

坂戸市おれんじカフェ（認知症カフェ）事業実施団体の届出内容に（変更・廃止）が生じたので、関係書類を添えて申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録団体の名称 |  |
| 認知症カフェの会場等 | 名　称 |  |
| 所在地 |  |
| 電　話 |  |
| ＦＡＸ |  |
| 主な活動内容等 |  |
| 開催日時 |  | 参加費用 |  |
| 参加手続き等 |  |
| 廃止年月日 |  |
| 廃止理由 |  |
| 特記事項 |  |

* 枠内は、内容の変更・廃止がある部分のみ記入してください。

様式第３号（第７条関係）

坂戸市おれんじカフェ（認知症カフェ）実施報告書

　　　　　　　　年　　月　　日

坂戸市長　あて

　　　　　　　　　　　　　郵便番号

申請者　住　　　所

代表者役職

代表者氏名

坂戸市おれんじカフェ（認知症カフェ）事業について、次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録団体の名称 |  |
| 開催日時等 | 開催月 | 実施回数 | 人数 | 活動内容等 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 主催団体の考察（今後の予定等） |  |
| 特記事項 |  |